

# 兵庫県公報

平成20年10月28日 火曜日 第 2026 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
家畜伝染病の発生（畜産課）	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
同上（同）	8
同上（同）	8
道路の位置指定（建築指導課）	9
<b>公 告</b>	
軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	9
大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	9
入札公告（県立大学）	10
<b>辞 令</b>	
鷗木 秀夫ほか	12
<b>選挙管理委員会告示</b>	
政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	13
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	16
<b>正 誤</b>	
平成20年3月24日付け兵庫県公報第3号外中	17
同上	19
同上	20
平成20年4月1日付け兵庫県公報第7号外中	20

## 告 示

### 兵庫県告示第1070号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
かおる歯科クリニック	島津 薫	神戸市東灘区森南町1-6-2 F甲南山手ビル301号室	平成20年10月1日
田中内科循環器内科クリニック	田中 健二郎	同 市同 区御影中町1-16-20 ポラリス御影1F	同
フラワーロード服部内科	服部 かおる	同 市中央区布引町3-1-7 神戸クリニックビル2階	平成20年9月1日
福田ひまわり薬局	株式会社 グッドプランニング 代表取締役 吉田 盛範	同 市垂水区福田2-1-18	同 年8月1日
尼崎医療生活協同組合 生協歯科	尼崎医療生活協同組合 理事長 船越 正信	尼崎市稲葉荘4-6-27	同 年9月1日

松島整形外科医院	松島 正弘	同 市上坂部3 - 29 - 8	同
有限会社 ふたば薬局 久寿川店	有限会社 ふたば薬局 代表取締役 山下 勝久	西宮市今津社前町2 - 5 - 103	平成20年10月1日
ラベンダー苦楽園薬局	有限会社 プロスペリテイ 代表取締役 桑名 博美	同 市樋之池町22 - 2	同 年9月1日
周川循環器内科医院	周川 万貴夫	伊丹市山田6 - 5 - 50	同
門中医院	門中 博義	三田市広野32 - 3	同
医療法人社団 渡辺眼科 医院	医療法人社団 渡辺眼科医院 理事長 渡辺 弥生	加古川市米田町平津462 - 11	平成20年10月1日
一貫堂薬局	株式会社 アイセイ薬局 代表取締役 岡村 幸彦	西脇市野村町1257 - 1	同 年9月1日
ふせ耳鼻咽喉科	布施 愉香	高砂市荒井町東本町1 - 27	同
にじいろ薬局	株式会社 アーチメディカル 代表取締役 橘 慶一郎	同 市荒井町東本町1 - 5 - 1	平成20年10月1日
もりたクリニック	森田 晋介	姫路市大津区天満1772	同
ユーカリ調剤薬局 大津 店	有限会社 エム エス ワイ メディカル 代表取締役 吉田 優	同 市大津区天満1773	同
水野内科医院	水野 史郎	たつの市龍野町日山220 - 2	同
箱木歯科医院	南 いずみ	洲本市五色町鮎原西12 - 1	平成20年9月1日

兵庫県告示第1071号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市印路土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 尾 勝	神戸市西区平野町印路150番地の1
同	谷 河 清 忠	同 市同区平野町印路212番地
同	谷 河 博 司	同 市同区平野町印路123番地
同	大 谷 武 士	同 市同区平野町印路196番地
同	安 尾 長 成	同 市同区平野町印路147番地
監 事	有 馬 隆	同 市同区平野町印路202番地
同	西 岡 忠 幸	同 市同区平野町印路308番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	萩 原 重 実	神戸市西区平野町印路121番地
同	谷 川 善 照	同 市同区平野町印路129番地
同	岡 本 光 夫	同 市同区平野町印路291番地
同	萩 原 隆 喜	同 市同区平野町印路128番地の1
同	大 谷 武 士	同 市同区平野町印路196番地
同	田 中 儀一郎	同 市同区平野町印路199番地の1
監 事	仙 田 昭 夫	同 市同区平野町印路515番地の1
同	安 尾 千 春	同 市同区平野町印路162番地の1

## 兵庫県告示第1072号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛(ホルスタイン種)
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	宝塚市
5 発生年月日	平成20年10月2日
6 その他参考となるべき事項	E L I S A 検査により発見

## 兵庫県告示第1073号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ハネックス  
東京都新宿区西新宿1丁目22番2号  
代表取締役 仙波 不二夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ハネックス兵庫工場  
加東市森尾字小谷山127番1他15筆

(3) 特定施設に関する事項

種 類	54号口 成型機 (No. 1)		54号口 成型機 (No. 2)		54号ハ 水養生施設 (No. 1)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
能 力	コンクリート製品21t / 日		コンクリート製品46t / 日		コンクリート製品21t / 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月		同 左		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時から17時 8時間		同 左		18時から翌2時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	12	13	12	13	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20	30	20	30	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	200	15	200	20
	浮遊物質 (単位 mg/L)	4,000	12,000	4,000	12,000	1,200
	窒素含有量 (単位 mg/L)	5	23	5	23	23
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.1	0.5	0.1	0.5	0.5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	11	22	11	22	22	
六価クロム化合物 (単位 mg/L)	0.3	0.75	0.3	0.75	0.3	0.75
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	30	40	80	90	18	18

54号ハ 水養生施設 (No.2)	55号 バッチャープラント		
コンクリート製品46 t / 日	コンクリート製品121 t / 日		
同 左	同 左		
同 左	同 左		
同 左	同 左		
同 左	8時から17時 8時間		
同 左	同 左		
通常	最大	通常	最大
7	10	12	13
2	3	2	5
2	20	4.6	5
400	1,200	40,000	50,000
5	23	5	8
0.1	0.5	0.1	0.5
11	22	11	22
0.3	0.75	0.3	0.5
12	12	10	10

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	総合排水処理施設			
型	式	モリ技巧株式会社製			
構	造	鋼 製			
主 要 寸 法		30m × 13m × 6 m			
能 力		30m <sup>3</sup> /時			
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		クロム還元 + 凝集沈殿 + 中和 + 油水分離			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 3 箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後			
使用時間の間隔及び 1 日当たりの使用時間		10時 ~ 20時 10時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12	13	6 ~ 8.5	5.8 ~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	20	30	15	25
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	15	200	5	8
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	4,000	12,000	20	40
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	5	23	5	8
	りん含有量 (単位 mg / L)	0.1	0.5	0.1	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	11	22	1	3
六価クロム化合物 (単位 mg / L)	0.3	0.75	0.05	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		210	280	210	280

(5) 排水水の汚染状態及び量

排水口名		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4、5
排 出 水 の 量	通常	55	7	3	
	最大	90	7	3	

水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通 常	6 ~ 8.5	6 ~ 8.5	6 ~ 8.5	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg / L)	通 常	15	10	10	
	最 大	25	20	20	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg / L)	通 常	5	20	20	
	最 大	8	30	30	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	通 常	20	10	10	
	最 大	40	20	20	
窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	通 常	5	10	30	
	最 大	8	20	50	
り ん 含 有 量 (単位 mg / L)	通 常	0.1	1	1	
	最 大	0.5	2	2	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	通 常	1	5	5	
	最 大	3	5	5	
六 価 ク ロ ム 化 合 物 (単位 mg / L)	通 常	0.05	-	-	
	最 大	0.1	-	-	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月28日から同年11月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加東市市民生活部生活課

兵庫県告示第1074号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月28日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
県道 多可北条線	加西市北条町北条字池田344番1から 同 市北条町北条字溝川92番4まで	旧	10.0から 18.0まで	161.0	
		新	11.0から 18.0まで	161.0	
県道 三木穴栗線	加西市北条町北条字溝川54番1から 同 市北条町北条字馬橋347番1まで	旧	8.0から 42.0まで	199.0	
		新	11.0から 42.0まで	199.0	

県道 豊 富 北 条 線	加西市北条町北条字下馬371番28から 同 市北条町北条字曾根479番 5 まで	旧	6.0から 15.0まで	131.0	
		新	12.0から 15.0まで	131.0	
県道 豊 富 北 条 線	加西市北条町字下馬404番 3 から 同 市北条町字下馬400番 1 まで	旧	12.0から 24.0まで	175.0	
		新	12.0から 24.0まで	175.0	

兵庫県告示第1075号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月28日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	佐用郡佐用町西大畠字間坂2330番59から 同 郡同 町西大畠字間坂2297番 1 まで	旧	8.0から 22.0まで	234.0	
		新	8.0から 37.0まで	234.0	
県道 た つ の 相 生 線	相生市那波野字大道越286番49から 同 市陸字陣場山1500番 1 まで	旧	6.0から 12.0まで	234.0	
		新	9.0から 18.0まで	231.0	

兵庫県告示第1076号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月28日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 養父穴栗線	養父市大屋町和田字田淵1048番1から 同市大屋町和田字田淵1048番1まで	旧	5.0から 10.0まで	98.0
		新	6.0から 12.0まで	98.0

兵庫県告示第1077号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、その関係図書は、平成20年10月28日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。  
 平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20西播位置 0006号	20.10.8	たつの市御津町釜屋字北浜新田521番3、521番4、521番9	4.00	49.23

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。  
 平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失年月日
100 リットル 券	漁船 以外の 船舶	H11 0444527 ～ H11 0444556	平成21年1月23日	30	南あわじ市阿那賀 1428 柴田守夫（柴田石油 店）阿那賀給油所	神戸 県民局	平成20年9月26日
50 リットル 券	同上	H11 0444557 ～ H11 0444576	同上	20	同上	同上	同上

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。  
 平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ラ・ムー赤穂ショッピングセンター  
 所在地 赤穂市中広字東沖1346番地ほか
- 同法第8条第1項の規定により赤穂市から聴取した意見の概要

- (1) 騒音等により周辺住民の生活環境が悪化することがないように配慮するとともに、苦情等が発生した場合には、誠意をもって対応すること。
- (2) 開店後において、交通状況並びにその他想定外の問題が生じた場合、迅速に問題解決について対応されたい。
- (3) 来店者並びに地元関係者より、第2駐車場から各店舗への通路の整備について要望があった場合、事業者により整備（安全施設等も含む。）を行うこと。
- (4) 開店後においては、定期的な駐車場のパトロールや夜間の防犯対策等、駐車場の安全管理を徹底すること。
- (5) 第2駐車場には照明が設置されていないので、来客の誘導、防犯対策等の安全管理を徹底すること。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
村阪 やす子	<p>(1) 西側入口付近は、通勤、通学、買い物など歩行者や自転車が通行する南部地域のメイン道路であり、高齢者や自転車に乗った小さい子どもたちもよく通る。また、北側入口付近は、高校生の通学路のため、特に橋から下ってくる自転車はスピードが出た状態で通過する。入出店する車両による交通事故を心配する声が多く聞かれるので、ガードマンをつけるなど歩行者や自転車の安全を確保されたい。</p> <p>(2) 周辺には隣接して田があり、南西には住宅がある。最初に実施された千鳥集会所での説明会の後、光の害について関係住民が対策を要望したところ、光対策として「塀を設置する」旨の返事があったが、次に行われた城西公民館での説明会では、「フェンス」に変わっていた。「60m離れているので、光の影響はない」との答弁であったが、現状では、もっと離れた施設の明かりでも影響がある。「ラ・ムー赤穂ショッピングセンター」は、それより近いため、光の影響がないとは思えない。関係住民に約束したとおり、塀を設置されたい。</p> <p>(3) 説明会では、商圈を赤穂市だけでなく、備前市、上郡町、相生市まで広げた地域を考えているように聞いたが、交通量の推計は、商圈の範囲を広げたものになっているのか疑問である。南部には工場などがあり、市営・県営住宅が集中しているため、千鳥線は朝夕の通勤時間帯は車両の通行が非常に多い。北側道路も通勤車両が多いため、特に夕方は交通渋滞が心配される。交通量の推計、騒音のデータは商圈を広げて調査した数字になっているか再確認されたい。</p>

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成20年10月28日から 1 月間

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。  
平成20年10月28日

契約担当者  
兵庫県立大学事務局長 大原 義弘

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
フェムト秒レーザーシステム 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する性能等を有すること。

- (3) 納入期限  
平成21年3月31日
  - (4) 納入場所  
兵庫県立大学高度産業科学技術研究所・ニューズバル実験研究棟内の指定した場所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
    - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
    - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
    - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
    - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - 3 入札の参加申込及び入札の方法等
    - (1) 参加申込の場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号  
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本  
電話（0791）58-0249
    - (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年10月28日（火）から同年11月10日（月）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
    - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年12月3日（水）午前11時  
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 大会議室
    - (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成20年11月28日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
  - 4 その他
    - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札保証金  
契約希望金額（入書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成20年12月1日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
    - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
    - (4) 入札に関する条件
      - ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

- イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（入札日から平成20年12月9日）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
 

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
 

要作成
- (7) 落札者の決定方法
 

入札説明書及び仕様書で示した調達を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
 

詳細は、入札説明書による。

辞 令

平成20年10月1日付

（兵庫県立大学准教授兼神戸商科大学准教授）  
 鷗 木 秀 夫

兵庫県立大学教授兼神戸商科大学教授に補する

（兵庫県立大学准教授兼姫路工業大学准教授）  
 山 本 聡

兵庫県立大学教授兼姫路工業大学教授に補する

今 高 寛 晃

兵庫県立大学教授に補する

島 田 秀 夫

同

（兵庫県立大学教授）  
 今 高 寛 晃

姫路工業大学教授に兼ねて補する

（ 同 ）  
 島 田 秀 夫

同

平成20年10月11日付

上 羽 慶 市  
 長 田 典 子

兵庫県教育委員会委員に任命する

平成20年10月13日付

橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会委員に任命する

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成20年10月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

## 1 政治団体の設立の届出

## (1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
明日を語る会	畑 公平	船原 太郎	加古川市加古川町溝之口527 - 5
新しい養父をつくる市民の会	大谷 聡	足立 昌博	養父市八鹿町八鹿952
いきいき西宮市民の会	長谷川 久美子	澤田 暢子	西宮市深谷町2番57 - 105号
市来ばん子後援会 「イチバン元気会」	羽方 正子	中 俊雄	尼崎市尾浜町1丁目28 - 24
市来ばん子サポーターズ	市来 伴子	中 俊雄	尼崎市尾浜町1丁目28 - 24
ウッディタウンの民意を 市政に反映させる会	田中 一良	岡本 吉司	三田市あかしあ台5丁目7番地2
エコ市民倶楽部	阿部 雅明	小林 逸夫	養父市八鹿町八鹿292番地2
垣内ひろあき君を励ます会	待場 宗市	下中 実	丹波市山南町長野163 - 2
笠谷圭司後援会	笠谷 圭司	笠谷 圭司	三田市藍本3781 - 43
汐江史朗後援会	鹿島 正	箱根 繁男	赤穂市寿町5 - 8
新生兵庫講演会	田崎 雅元	渡邊 勝幸	神戸市中央区栄町通4 - 2 - 18 キンキビルディング5階
住みたい三田をつくろう会	本多 康房	本多 康房	三田市すずかけ台2丁目14番地1
せはら達夫後援会	山下 茂翁	井上 静也	養父市万久里195 - 1
たかざわ邦彦と語る会	高澤 邦彦	有坪 民雄	西宮市六湛寺町9番33号 明水ビル4階
田中久一後援会	田中 久一	田中 泰子	養父市大久保35
谷ゆう子後援会	大山 善民	登日 嘉子	淡路市志筑1729 - 1
田村和也を励ます会	吉井 公典	田村 浩子	養父市十二所46
中畑八郎後援会	中畑 八郎	板倉 眞琴	三田市中央町2 - 20
林時彦後援会	林 時彦	林 斗浩	丹波市春日町野上野1158
兵庫県防衛を支える会	長尾 哲吾	柴田 弘	伊丹市緑ヶ丘4 - 72
藤原さとの後援会	藤原 悟	藤原 範子	丹波市山南町谷川109番地の2

丸山孝宏後援会	小島成介	西村近司	尼崎市水堂町1丁目3番13号
水野雅広後援会	西村睦男	水野裕美子	養父市葛畑121-7
安井義隆後援会	川本譲	安井千重代	養父市上野1347
やすだ豊代後援会	加来晃臣	保田裕子	養父市関宮町三宅616-304

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
自由民主党西脇支部	代 表 者	小林 一郎	
			山本 章
自由民主党兵庫県看護連盟支部	主たる事務所の所在地	明石市小久保1-1-4-702	
			尼崎市上ノ島町2丁目2-26-402
	代 表 者	絹巻 敏子	
			井本 多津子
	会 計 責 任 者	去來川 節子	
			坂田 安佐
自由民主党兵庫県第一選挙区支部	会 計 責 任 者	牧野 尚	
			盛山 路子
自由民主党兵庫県第二選挙区支部	代 表 者	五島 壮	
			河本 三郎
自由民主党兵庫県第八選挙区支部	代 表 者	五島 壮	
			河本 三郎
自由民主党兵庫県第四選挙区支部	主たる事務所の所在地	加西市北条町古坂1-28	
			加西市北条町古坂1-133
	代 表 者	井上 喜一	
			河本 三郎
	会 計 責 任 者	西川 健太郎	
			小田 毅
自由民主党八鹿町支部	会 計 責 任 者	谷垣 貞夫	
			中尾 康彦
社会民主党兵庫県伊丹支部	代 表 者	高塚 伴子	
			荻野 数美
社会民主党兵庫県連合	会 計 責 任 者	古谷 仁	
			荻野 数美

民主党兵庫県第1区総支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区本山北町3丁目4番9号 甲南ヴィラ206号
		旧	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
	代表者	新	井戸 正枝
		旧	辻 泰弘
民主党兵庫県第2区総支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市兵庫区中道通1丁目2番10号 神戸不動産ビル2F
		旧	神戸市北区緑町7-4-11

## (2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
井戸まさえ勝手応援団	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区本山北町3-4-9 甲南ヴィラ206号
		旧	神戸市東灘区本山北町3-4-9 甲南ピラ206号
垣内ひろあき君を励ます会	主たる事務所の所在地	新	丹波市山南町池谷111-8
		旧	丹波市山南町長野163-2
神戸障害者育生会	代表者	新	伊藤 敏夫
		旧	伊藤 弘美
首藤まさひろ後援会	主たる事務所の所在地	新	揖保郡太子町福地179-2
		旧	揖保郡太子町福地109-1
大好き赤穂21世紀の会 (ふじ友とし男後援会)	代表者	新	黒田 紀典
		旧	井上 清幾
チェンジ!いきいき西宮市民の会	名称	新	チェンジ!いきいき西宮市民の会
		旧	市民がつくる革新西宮の会
寺田こうじ後援会	代表者	新	川見 仁磨
		旧	岡本 英孝
仲田一彦後援会	主たる事務所の所在地	新	三木市大塚2丁目1-41
		旧	三木市緑が丘町東2-5-24
	代表者	新	室谷 仁美
		旧	信国 政照
西村禮治後援会	代表者	新	才木 明
		旧	奥山 道治
	会計責任者	新	西村 恭一
		旧	西村 久司

橋 本 ひ で 一 後 援 会	会 計 責 任 者	新	加藤 明
		旧	堀井 説也
M E L O N 神 戸 社 会 活 動 委 員 会	代 表 者	新	田尻 陽一
		旧	小谷 邦男
	会 計 責 任 者	新	堀井 説也
		旧	中島 栄吉
M E L O N 通 信 機 社 会 活 動 委 員 会	会 計 責 任 者	新	長谷川 学
		旧	内山 義文
山 田 さ と る 後 援 会	代 表 者	新	長沼 洋
		旧	宗 正 誼

3 解散の届出のあった政治団体

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
明 日 を 語 る 会	浅原 重利	平成20年 9月11日
金 田 峰 生 後 援 会	伊藤 寿美枝	平成20年 9月25日
甲 静 会	久万 俊二郎	平成20年 8月20日
小 山 き ん や 後 援 会	小山 欣彌	平成20年 8月21日
佐 藤 正 久 を 支 え る 会 兵 庫 支 部	長尾 哲吾	平成20年 9月10日
庄 野 達 也 応 援 団	庄野 達也	平成20年 9月11日
た か ざ わ 邦 彦 後 援 会	高澤 邦彦	平成20年 9月10日
高 嶋 利 憲 と 共 に 新 生 宍 粟 を 創 る 会	飛石 常博	平成20年 9月 1日
竹 内 の り あ き 後 援 会	安原 秀雄	平成20年 9月15日
中 庭 保 後 援 会	栃尾 忠司	平成20年 8月31日
平 野 貞 雄 後 援 会	小泉 清	平成20年 9月10日
堀 内 照 文 君 を 応 援 す る 神 戸 大 学 有 志 の 会	松田 隆彦	平成20年 9月 6日
堀 内 照 文 後 援 会	森原 健一	平成20年 9月10日
水 野 雅 広 後 援 会	西村 勉	平成20年 8月20日
吉 見 ま さ ゆ き 後 援 会	吉見 公之	平成20年 7月31日
和 田 と よ じ 後 援 会	辰馬 勝	平成20年 6月 5日

兵庫県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成20年10月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
市 来 伴 子	衆議院議員	市来ばん子サポーターズ	尼崎市尾浜町1丁目28-24	市 来 伴 子	平成20年 9月19日
北 口 寛 人	明石市長	スクラム明石の会	明石市二見町東二見798	北 口 寛 人	平成20年 8月1日
高 澤 邦 彦	西宮市議会議員	たかざわ邦彦と語る会	西宮市六湛寺町9番33号 明水ビル4階	高 澤 邦 彦	平成20年 9月5日
田 中 久 一	養父市議会議員	田中久一後援会	養父市大久保35	田 中 久 一	平成20年 9月8日
中 畑 八 郎	三田市議会議員	中畑八郎後援会	三田市中央町2-20	中 畑 八 郎	平成20年 8月24日
藤 原 悟	丹波市議会議員	藤原さとる後援会	丹波市山南町谷川109番地の2	藤 原 悟	平成20年 8月20日
本 多 康 房	三田市議会議員	住みたい三田をつくろう会	三田市すずかけ台2丁目14番地1	本 多 康 房	平成20年 9月17日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
井 戸 正 枝	兵庫県議会議員	井戸まさえ勝手応援団	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区本山北町3-4-9 甲南ヴィラ206号
				前	神戸市東灘区本山北町3-4-9 甲南ビル206号
				前々	神戸市東灘区本山北町3-4-21 2F
				旧	芦屋市松浜町5-15-109

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
小 山 欣 彌	丹波市議会議員	小山きんや後援会	丹波市氷上町井中487番地	小 山 欣 彌	平成20年 8月21日
庄 野 達 也	宝塚市議会議員	庄野達也応援団	宝塚市中山桜台6丁目16番1-1413号	庄 野 達 也	平成20年 9月11日
高 澤 邦 彦	兵庫県議会議員	たかざわ邦彦後援会	西宮市六湛寺町9-33 明水ビル4階	高 澤 邦 彦	平成20年 9月10日
吉 見 公 之	丹波市議会議員	吉見まさゆき後援会	丹波市市島町市島117-13	吉 見 公 之	平成20年 7月31日

正 誤

平成20年3月24日付け（兵庫県公報第3号外）  
職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第2号）中

(ページ)	9	
(行)	下から33	
(誤)	別表第20中	
	「	「
	34	33
	34	34
	35	34
	35	34
	36	35
	36	35
	37	35
	37	36
	38	36
	38	36
	39	37
	39	37
	40	38
	40	38
	41	39
	41	39
	42	40
	42	40
	43	41
	」	」
	を	に改める。

別表第20中

「

「

30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

30
31
31
32
32
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

(正)

を

に改める。

」

」

平成20年3月24日付け（兵庫県公報第3号外）  
 職員の育児休業等に関する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第3号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
-------	-----	-----	-----

46	上から11	第12条の2	第12条の3
46	上から12	第12条の3	第12条の4
48	下から8	経過措置基準額	が経過措置基準額

平成20年3月24日付け（兵庫県公報第3号外）

兵庫県人事委員会告示第3号（職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
67	下から10	第12条の3	第12条の4
68	上から14	第12条の3	第12条の4

平成20年4月1日付け（兵庫県公報第7号外）

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第5号）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
13	上から2	別表第2条例第9条第2号	別表第2条例第9条第1号